

伊賀市木造住宅耐震診断・耐震設計事業・耐震補強工事・シェルター事業

木造住宅耐震診断・耐震補強設計・耐震補強工事・耐震シェルター設置の希望者を募集します。

なお、事業の着手までに申請のうえ、交付決定が必要です。

対象となる住宅

■旧耐震基準木造住宅

- ①建築年次—昭和56年5月31日以前に着工され、完成している住宅
- ②構造—木造住宅（在来軸組構法（柱などの接合部を金物で止める一般的な構法）、伝統的構法（柱などを木組みによって建てる構法）、枠組壁（ツーバイフォーなど）構法）
- ③階数—3階建て以下
- ④用途—専用住宅、共同住宅・長屋建住宅（必ず居住者の承諾が必要）、併用住宅（延床面積の1/2以上を住宅の用に使用していること）
- ⑤市内に所在している住宅



耐震診断について

■無料で耐震診断を実施します。 診断後に日を改めて、診断結果と概算工事費について説明します。

※耐震補強設計、耐震補強工事、耐震シェルターを希望される方は、必ず受診してください。

耐震補強設計・耐震補強補助・耐震シェルター設置について

■対象住宅 伊賀市の無料耐震診断での評点が0.7未満と診断された旧耐震基準木造住宅住宅が建て込んだ区域（1haに10戸）または避難路沿道にある木造住宅

■対象者 申請者、同居家族に市税の滞納がないこと。

■対象事業 耐震診断の結果、評点が0.7未満で『倒壊する可能性が高い』と診断された旧耐震基準木造住宅について、評点を1.0以上で『一応倒壊しない』にする耐震補強設計・補強工事を対象とします。

耐震シェルターの設置については、1階部分に認定されたシェルターを設置する工事。

※2月末を目途に事業を完了してください。

耐震設計事業費補助額

1棟あたり事業に要する経費（事務費を除く）の2/3以内、最大18万円以内（従来の一般診断による設計）、精密診断法による場合は、最大34万円以内を補助します。

耐震補強事業費補助額

① 1棟あたり改修工事に要する経費（事務費を除く）の2/3と100万円を比較、いずれか少ない額。

② 国の補助として工事費の40%（最大50万円）。ただし、平成31年3月31日以前に耐震設計事業費補助を受けている場合は、工事費の11.5%（最大48.9万円）。

※①+②の合計額を補助します。（①の上限額は、令和7年度と8年度に限る）

耐震補強工事と同時に行うリフォーム補助について

1棟あたりのリフォーム工事に要する経費（事務費を除く）の1/3と40万円を比較して、いずれか少ない額を補助します。ただし、施工者は市内に本店・支店・営業所を有するか、市内で営業する個人事業者で建設業者が行う機能向上（性能向上）を目的とするリフォーム工事であること。

※補助対象外工事についてはお問い合わせください。

耐震シェルターの補助額

1棟あたりの耐震シェルターの設置に要する工事費、床下工事、運搬配送費（事務費を除く）の1/2と50万円を比較して、いずれか少ない額を補助します。（令和7年度と8年度に限る）

申込先・問い合わせ

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地 建設部住宅課 ☎ 0595-22-9737